

(第5次茨城県廃棄物処理計画)

# 食品ロス削減推進計画に関する事項

茨城県県民生活環境部廃棄物対策課

(はじめに)

都道府県食品ロス削減推進計画については、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第 19 号) 第 1 2 条第 1 項及び第 2 項により、計画の策定が努力義務とされるとともに、都道府県廃棄物処理計画と調和を図るよう定められています。

また、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和 2 年 3 月 31 日閣議決定) では、都道府県廃棄物処理計画に食品ロス削減対策を位置づけることが示唆されています。

第 5 次茨城県廃棄物処理計画では、廃棄物の減量化を促進する観点から、県が取り組むべき食品ロス削減対策を網羅的に決めました。

このため、本計画に定めた食品ロス削減に関する事項について、本県の食品ロス削減推進計画に読み替え、食品ロス削減対策を廃棄物対策及び関連施策と一体的に推進します。

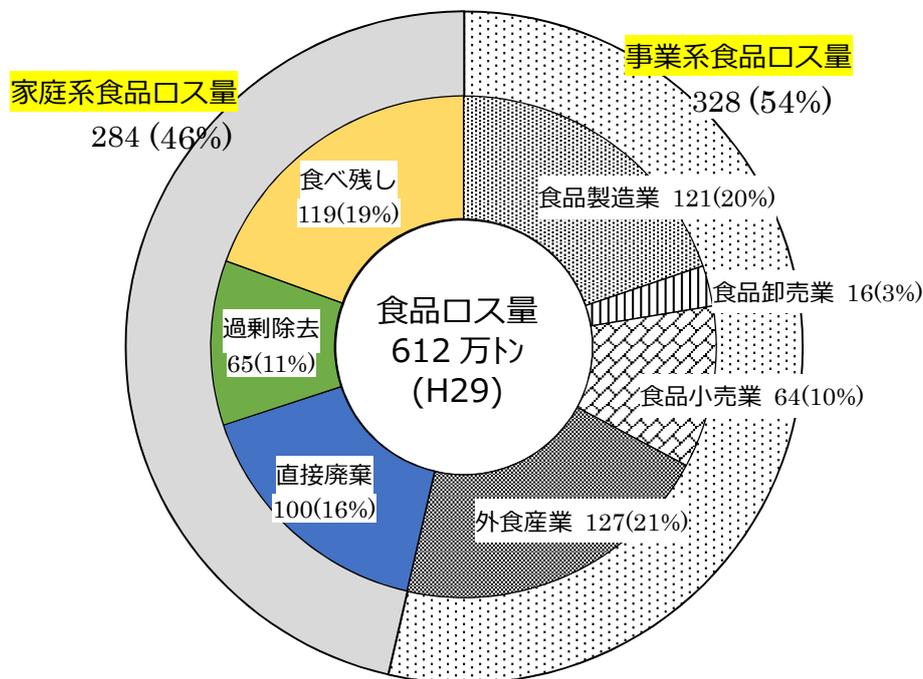
## 目 次

(はじめに)	・・・P.1
目 次	・・・P.2
1 現状及び課題に関する事項	・・・P.3
(1) 食品ロスの現状	
①我が国における食品ロス量 (H29 年度、全国値)	
②本県における食品ロス量	
(2) 食品ロス削減に係る課題	
①世界規模での課題	
②持続可能な開発目標 (SDGs)	
③本県における課題	
2 目標に関する事項	・・・P.5
3 施策に関する事項	・・・P.6
(1) 推進体制	
①庁内連絡会議	
②関係者間の連携	
(2) 基本的施策	
①普及啓発	
②食品関連事業者の取組促進	
③市町村の取組促進	
④食品ロス量の把握	

# 1 現状及び課題に関する事項

## (1) 食品ロスの現状

### ①我が国における食品ロス量（H29年度、全国値）



※国公表資料「食品廃棄物等の利用状況等（平成 29 年度推計）」

- ・ 「事業系食品ロス」（農林水産省食料産業局）：食品リサイクル法に基づく定期報告結果と「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成 29 年度、農林水産省大臣官房統計部)」等を基に推計。
- ・ 「家庭系食品ロス」（環境省環境再生・資源循環局）：「令和元年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」による。  
なお、食品廃棄物を分別収集している 104 市町村、及び開袋による組成調査により食品ロス量の推計を行っている 224 市町村、計 348 市町村のデータを用い、全国 1,741 市町村に拡大推計している。

### ②本県における食品ロス量

上記の食品ロス量は、地域ごとの数値が公表されておらず、その量を把握するには、県内人口の約半数を包括する程度の食品ロス量を把握している市町村のデータや、事業系食品ロス量を把握するための独自調査が必要であり、現時点では県内での発生量を把握できていません。

一方、全国の食品ロス量を基に、各業種の活動量や人口から、本県における食品ロス量を試算した場合、事業系では 6.8～10.0 万トン、家庭系では 6.05～6.56 万トンとなり、合計で 12.8～16.6 万トンになると推察されます。

(参考) 本県における食品ロス量の試算

ア 事業系食品ロス量

区分		計	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食業
全国	食品ロス量 (万ト)	328	121	16	64	127
	平成 28 年 経済センサ ス活動調査	事業所数 (件)	48,999	70,613	299,120	696,396
		従事者数 (千人)	1,291.1	788.8	3,100.2	5,362.1
		活動量 (億円)	30,535	89,826	41,989	23,886
	換算係数		100			
茨城県	食品ロス量 (万ト)	6.8~ 10.0	3.2~ 5.8	0.2~ 0.3	1.4~ 1.5	2.0~ 2.4
	平成 28 年 経済センサ ス活動調査	事業所数 (件)	1,307	1,424	6,881	13,047
		従事者数 (千人)	45.8	14.0	72.4	95.7
		活動量 (億円)	1,462	1,119	925	375
	換算係数		2.67~ 4.79	1.25~ 2.02	2.20~ 2.34	1.57~ 1.87

※「平成 28 年経済センサス活動調査 (表番号 2-1、1-1)」(総務省、経済産業省)を基礎データとして、産業分類上の「食品製造業」、「飲食料品卸売業」、「飲食料品小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」に置き換え、事業所数、従事者数及び活動量「売上(収入)金額」の全国に占める割合から算出。

イ 家庭系食品ロス量

区分	住民基本台帳に基づく 人口、世帯(H30.1.1 現在)		換算 係数	食品ロス量 (万ト)			
				計	直接 廃棄	過剰 除去	食べ 残し
全国	人口(人)	127,707,259	100	284	100	65	119
	世帯数(件)	58,007,536					
茨城県	人口(人)	2,951,087	2.13~ 2.31	6.05~ 6.56	2.13~ 2.31	1.38~ 1.50	2.53~ 2.75
	世帯数(件)	1,235,665					

※「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 (H30.1.1 現在)」(総務省)の人口及び世帯数の全国に占める割合から算出。

(2) 食品ロス削減に係る課題

①世界規模での課題

ア 人口の増加 国連「世界人口推計 2019 年版データブックレット」によると、2020 年の 77 億人から 2050 年には 97 億人に達し、今後 30 年で 20 億人の増加となる見込みです。

イ 食品廃棄量 国連 WFP「考えよう、飢餓と食品ロスのこと (2018)」によると、世界では、人口を十分にまかなえる毎年 40 億トンの食糧が生産されている一方で、食品廃棄物の量は年間 13 億トンに上っています。

ウ 飢餓の問題 国連 FAO、IFAD、unicef、WFP、WHO の共同報告「世界の食料安全保障と栄養の現状 (2018)」によると、

世界の飢餓人口は約 8 億 2,100 万人となっています

## ②持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月に国連で開かれたサミットで、国際社会共通の目標として、17の目標と169のターゲットから成るSDGsが定められ、そのターゲットの中で、貧困問題の解決や食料廃棄の半減等に関する項目が盛り込まれています。

### 目標1 「貧困をなくそう」

1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。

### 目標12 「つくる責任 つかう責任」

12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

## ③本県における課題

SDGsについては、国際社会の一員として、県民や事業者それぞれに身近な課題として捉え、目標の達成に向けた取組を進めていく必要があります。

また、食品ロス量（全国値）をみると、食品の製造、流通、消費の各段階から発生していますが、外食産業や一般家庭などの食品流通の下流側の発生量が高い傾向にあり、本県でも同様の傾向にあると推測されるため、サプライチェーン全体での取組を進めるとともに、外食産業や一般家庭に対する重点的な意識啓発が必要となっています。

さらに、本県は、大消費地である首都圏に近く、大手食品製造業が数多く立地しています。その生産工程における生産ロス、汚損、過剰生産などのロスを減らすには、生産工程の改善などの技術力の向上や需要予測などの企業努力が必要であるほか、食品としての流通が困難な場合には、飼肥料としての利用を促進するため、リサイクル・ループの改正が必要となっています。

## 2 目標に関する事項

県域での食品ロス量を効率的に把握できる状況にないことから、本県における食品ロス削減に関する目標とすべき指標については、第5次茨城県廃棄物処理計画に掲げる排出側の指標である「ごみ排出量」及び「産業廃棄物排出量」を目標とし、各種施策を推進します。

なお、食品ロス量をどのように効率的に把握するかについては、引き続き、国や他の自治体の情報収集を行いながら、調査方法等の検討を進めます。

3 施策に関する事項 ※ ( ) は第5次茨城県廃棄物処理計画の関連項目を記載

(1) 推進体制 (方向性3 [項目5] ④、方向性1 [項目] 1 ⑤)

① 庁内連絡会議

食品ロス削減に向けて、庁内連絡会議を組織し、その構成課が所管する各種施策を通じて、実施状況等の共有や食品ロス削減の観点での連携を進めます。

② 関係者間の連携

庁内連絡会議を核として、消費者団体や食品関係事業者間等の連携体制の構築を図ります。

(2) 基本的施策

① 普及啓発 (方向性1 [項目] 1 ③⑤)

ア 児童・生徒を対象とする「ポスター・標語コンテスト」の実施や、食品ロス削減に関する学習教材の普及を図り、食品ロスの問題を身近な問題として学習する機会を創出します。

イ 国が設定した「食品ロス削減月間」において、国や他の地方公共団体と協調して社会的気運を高めるため、食品ロス削減講演会等の情報発信を行うなど、県民の意識醸成に努めます。

② 食品関連事業者の取組促進 (方向性1 [項目1] ⑥⑦、方向性3 [項目4] ④)

ア スーパーマーケット等における食品ロスの削減その他の3R活動を促進するため、エコ・ショップとして登録します。

イ 料理や食品を提供する店舗等における利用客への声かけ、メニューの工夫、持ち帰り容器の常備、仕入れ量、加工量の適正化などの食品ロス削減等に関するいばらき食べきり協力店の活動を推進します。

ウ 食品の製造や流過程における食品廃棄物については、飼料の製造に関する技術的支援や、その安全な利用及び、肥料化の推進により、地域におけるリサイクル・ループの形成を図ります。

③ 市町村の取組促進 (方向性1 [項目1] ⑤、[項目2] ⑥)

ア 市町村における地域特性に基づく創意工夫による普及啓発が行われるよう支援を行い、普及啓発活動の裾野を広げます。

イ 各地域における地産地消やフードバンク活動などの地域ごとの取組が、市町村をコーディネート役として推進されるよう、その基盤となる県域での関係者間の連携体制の構築と市町村との情報共有を進めます。

④ 食品ロス量の把握 (方向性3 [項目4] ⑤)

食品ロス量の把握については、物理的な量はもちろんですが、発生プロセスが見えるような把握方法でなければ、関連施策の効果的な推進につながらないため、そのエビデンスと成り得るデータの効率的な調査方法の検討を進めます。